

## 徳島県規則第二十三号

徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成二十三年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「月額十万円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 国公立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方公共団体又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学をいう。）に在学している者 月額十二万円
- 二 私立大学（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をいう。）に在学している者 月額二十二万円

### 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第五条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に結ばれる貸与の契約に係る修学資金について適用し、同日前に結ばれた貸与の契約に係る修学資金については、なお従前の例による。